平成２８年度　行政評価　　施策カルテ

施策名	1　環境保全行動の推進	施策主管課	環境政策課	総合計画記載頁	123ページ

1　施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ　市民の快適な暮らしを支えるために	政策名（基本施策名）	13　脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標（基本施策目標）	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

2　施策の取組状況

施策目標	市民が，環境にやさしい社会の形成に向け，環境保全に取り組んでいます。

①施策指標

	指標名（単位）			H24	H25	H26	H27	H28	H29（目標年）	評価
指標1	家庭版環境ISO認定家庭数		単年度目標値	2,000	2,600	3,200	3,800	4,400	5,000	B
	現状値	1,661世帯	実績値	2,189	2,366	2,691	2,877			
	目標値（H29）	5,000世帯	単年度の達成度	109.5%	91.0%	84.1%	75.7%			
指標2			単年度目標値							
	現状値		実績値							
	目標値（H29）		単年度の達成度							
			単年度目標値							
	現状値		実績値							
	目標値（H29）		単年度の達成度							

②市民意識調査結果

	指標名（単位）			H24（現状値）	H25	H26	H27	H28	H29	評価
指標3	施策の満足度（%）		調査結果	34.2%	34.2%	33.7%	29.4%			B
	目標値（H29）	41.2%	前年度からの増減		0.0%	-0.5%	-4.3%			

③　主要な構成事業の進捗状況（主要な構成事業の個別の進捗状況は，「3　施策を構成する事業の状況」を参照）	B

【参考】中核市等との水準比較

指標名（単位）		H24	H25	H26	H27	H28	H29
	中核市平均						
	実績値						
	中核市での本市の順位						
	中核市平均						
	実績値						
	中核市での本市の順位						

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 逓増型の指標（目標値が基準値より増加することが望ましいもの）	実績値 / 目標値	× 100（%）
★ 逓減型の指標（目標値が基準値より減少することが望ましいもの）	目標値 / 実績値	× 100（%）

施策の満足度の推移

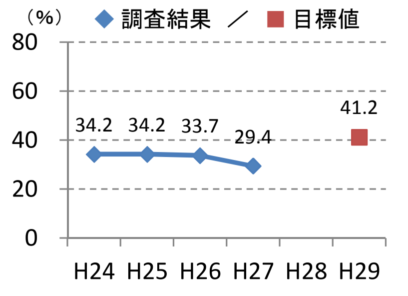

※評価の考え方

①施策指標	A：達成度90%超［33点］	B：達成度70%～90%［25点］	C：達成度70%未満［15点］
②市民意識調査結果（満足度）	A：前年度より向上（＋5pt超）［33点］	B：前年度同水準（±5pt以内）［25点］	C：前年度より低下（－5pt超）［15点］
③主要な構成事業の進捗状況	A：計画以上（主要な構成事業の2割超が計画以上）［33点］	B：計画どおり（主要な構成事業の8割以上が計画どおり）［25点］	C：計画より遅れ（主要な構成事業の2割超が計画より遅れ）［15点］
総合評価	順調：（A評価が2つ以上（C評価がある場合を除く。））［90点以上］	概ね順調：（主にB評価が2つ以上）［65点以上90点未満］	やや遅れている：（C評価が2つ以上）［65点未満］

取組内容と成果・成果の要因，進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・平成27年5月に公表された環境白書における「環境にやさしいライフスタイル実態調査」によると，ごみの分別や節水などの日常生活の中での環境配慮行動は8割以上が肯定的であるが，環境に配慮した商品の購入などは少ない傾向が見られ，より積極的な環境配慮行動を求めていくことが重要であるとしている。 ・平成26年7月に実施した市民及び事業者への意識調査結果によると，5年前に比べ，空調設備の温度調整をはじめとする環境配慮行動に取り組む市民や事業者の割合が増えている。		
施策指標	・行政による市民の日常生活における環境保全行動を促す事業の実施や，市民団体と一体となった「もったいない精神」に基づく実践を促す事業の展開などを通して，市民における環境意識の醸成を図っているが，「家庭版環境ISO」認定家庭数について，年々増加しているものの，その伸び率は鈍化している。	市民満足度	・平成15年から，「家庭版環境ISO」の普及啓発事業を通して，家庭における環境保全行動を促す事業を継続的に推進してきたことにより，昨年度からは低下が見られるものの一定水準の結果を維持していると考えられる。

総合評価	
75点	概ね順調

3　施策を構成する事業の状況

※凡例　○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象，★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象（5事業選択）

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容 対象者・物（誰・何に）	事業内容 取組（何を）	事業の進捗状況	H27事業費（千円）	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
1	もったいない運動の推進	○★	すべての市民・事業者が「ひと・もの・まち」を大切にする「もったいないのこころ」で，日常生活・事業活動を主体的に実践すること	・行政（宇都宮市） ・市民	「もったいない運動市民会議」を中心とした，普及啓発の展開	計画どおり	6,560	H17	先駆的	全国大会開催から10年目を迎えることから，子どもから大人までより多くの市民や事業者をもったいない運動の活動に巻き込む事業を展開するとともに，HPやSNSを活用した情報発信の強化を図り，運動の輪の拡大を図る。 また，各部局の事務事業に「もったいない」の言葉等を取り入れた「もったいない＋1アクション」などの取組の推進や，職員に「もったいない」に関するイベントへの自主的な参加を呼びかけながら実践者の拡大を図る。
2	環境学習の推進	★	環境問題に対する意識啓発と環境を大切にする人づくり	・市民 ・事業者	・環境学習センターを拠点とした人材育成 ・環境学習講座の開催	計画どおり	31,260	H13		環境を大切にする人づくりの推進に向け，環境部内や学校教育等と連携した環境教育推進方策の構築などに取り組む。 環境学習センターにおいては，本市環境学習の拠点施設として，各計画に掲げる目標の達成に向けた事業の取り組み方や役割等について，指定管理者との意見交換会を随時開催するなど，環境部内を中心に庁内関係課等との円滑な連携・調整を図る。
3	みやエコ園認定制度普及事業	★	環境を大切にする「もったいない宮っ子」の育成	市内幼稚園・保育園・認定こども園	環境保全に親しむ活動が良好な園に対して「みやエコ園」として認定	計画どおり	8	H13		既存認定園の継続した活動を支援するため，積極的に市HPやイベント等において取組を紹介するとともに，未認定園に対し，意向調査結果等を踏まえ，継続して認定の働きかけを行いながら，今後の制度の進め方について検討する。
4	環境ISO普及事業	★	家庭・学校・事業所において，市独自の環境マネジメントシステムにより，環境配慮行動を普及・促進する	・家庭，小中学校の児童・生徒及び教職員 ・市内中小事業所	家庭・学校など主体別の，環境マネジメントシステムの認定	計画どおり	637	H14		みやエコファミリーやみやエコっ子などの認定数を増やすため，みやエコっ子通信などの情報発信を行うとともに，みやエコファミリー協力店舗の拡大など，市民にとって魅力的な仕組みへの見直しを行う。商工会議所と連携したECOうつのみや21に係る事業所への周知や，ISO規格改定を踏まえた，制度の見直しを支援するとともに，EA21の対応状況について情報収集を行う。
5	ISO14001自己適合宣言維持	★	市の事務事業における環境負荷の低減や行政コストの削減	市のすべての施設（ただし，小中学校と運営委託施設を除く）	自己適合宣言の維持及び監査	計画どおり	261	H13		自己適合宣言の維持継続を図るため，既存の教育訓練を活かしながら，更に効果を高める取組を実施する。 また，ISO14001の規格改定を契機に，環境管理に関する事務の重複等を解消し，本市独自の「もったいない」のこころを活かした，本市にふさわしい効率的で実効性のある環境マネジメントシステムへと見直しを図る。
6	みやの環境創造提案・実践事業の推進		環境活動を担う人材の育成	・市内の環境課題の解決に取り組む学生団体（高校生，専門学校生，大学生）	学生団体の実践活動に係る費用の一部を助成	計画どおり	466	H26		地域における環境課題の解決と人材育成の充実を図るため，環境基本計画で示された環境課題に対応する「選択型提案」を促すとともに，地域や行政との連携に向けたコーディネートを強化することで，環境活動に参画する学生の拡大や実践活動の更なる活性化を図る。
7	環境基本計画の推進		分野横断的な環境施策の総合的・計画的な推進	・市民 ・事業者	・施策の取組状況等を明らかにした「環境状況報告書」の公表 ・「第3次宇都宮市環境基本計画」の策定	計画どおり	11,419	H15		計画の推進を効果的・効率的に行うため，関連する個別計画の進行管理体制を包含する新たな庁内体制を構築し，計上事業の着実な進行管理と，重点戦略などの分野横断的な新規施策等の実施に向けた検討を行う。 計画で掲げた「目指す都市の姿」などの市民・事業者との共有・周知啓発を図るため，分かりやすい普及啓発資料を作成するとともに，普及啓発するための出前講座等を積極的に開催する。

4　今後の施策の取組方針

課題		今後の方向性 方向性	
課題	◆「もったいない運動」の推進については，市民，事業者を一層巻き込めるような参加しやすいしくみを検討する。また，「おもてなし」や「3R」と連携するなど全庁をあげた「もったいない運動」の推進を図る必要がある。 ◆環境学習の推進については，環境に優しい社会の形成のため，市民による主体的な環境保全活動を推進できるよう，環境学習センターの更なる機能強化や関係機関と連携した環境学習の充実を図っていく必要がある。 ◆環境ISO普及事業については，市民，学校，事業者などそれぞれの主体に対し，環境保全行動が主体的・自主的な取り組みになるよう，それぞれの主体にとってより魅力的な制度となるような方策を検討することが必要である。 ◆ISO14001自己適合宣言維持については，国際規格の改定を契機に，本市独自の「もったいない」の心を活かした，効率的，効果的な「環境マネジメントシステム」について検討する必要がある。	方向性	〈施策全般〉 ◆環境にやさしい社会の形成に向け，市民が環境保全の取組を促進することができるよう「もったいない運動市民会議」を始め，多様な主体と連携しながら，環境意識の高揚や「もったいない精神」に基づく実践活動の促進を図っていく。 〈主要事業〉 ◆「もったいない運動」の推進 市民・事業者が「もったいない精神」で日常生活や事業活動を実践する社会の構築に向け，認知度の維持・向上とともに市民や事業者を巻き込んだ実践につなぐことができるような「もったいないフェア」や「出前講座」など実践参加型の企画の充実を図っていく。また，全庁における「もったいない運動」の推進を図るため，関係課と連携し，「もったいない+1アクション」の構築を図っていく。 〈その他個別事業〉 ◆環境学習の推進 環境学習の推進については，学校教育と連携した環境学習方策やこどもエコクラブの活動の活性化を図る。 ◆環境ISO普及事業 ISO普及事業としては，家庭版については魅力的な仕組みへの見直しを行うとともに，学校・事業所版は規格改定を踏まえた対応を図る。 ◆ISO14001自己適合宣言維持 国際規格ISOの規格改定を契機に，本市独自の「もったいない」の心を基本に，既存の環境管理制度（本市ISO，省エネ法による管理等）を統合した独自の環境管理のしくみを構築していく。